

外回りの多い中小企業の組合員には欠かせないーしっかり交通傷害ガード

交通事故傷害共済

1口2,500円のご契約で
しっかり安心

交通事故も火災によるけがも
しっかり保障

組合員の年齢に関係なく
掛金は同じ



全日本火災共済協同組合連合会

1口2,500円のご契約で

しっかり安心

中小企業のための共済だから、
負担は小さく安心は大きく。

◎たとえば、1口加入していて、交通事故で半年入院した場合…

年間 **2,500円**の掛金で

1日 **3,000円**の最長180日保障

入院共済金 3,000円 × 180日 = 支払共済金 **540,000円**

保障額の一覧は、
こちらを

共済金お支払いの対象となるけが

交通事故によるけが

- ・乗物(自動車、電車、モノレール、ケーブルカー、原動機付自転車、自転車、航空機、エレベーターなど)との衝突、接触などの事故によるけが
- ・乗物に乗ったり運転している場合の事故によるけが
- ・駅の構内(改札口の内侧)にいる場合の事故によるけが

- ・道路通行中、建造物、工作物等が倒れてきたり、建物等からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石の落下、火災または破裂、爆発などの事故によるけが

建物・乗物の火災によるけが

- ・建物(自宅、ホテル、事業所の施設など)の火災によるけが
- ・乗物(自動車、電車、バス、タクシーなど)の火災によるけが

*上記のけがには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

交通事故も火災によるけがも

しっかり保障

こんなもしもの場合に、共済金をお支払いします。



自動車にはねられ死亡した



道路通行中に看板が落ちてきてけがをし手術した



自動車をガードレールにぶつけ後遺障害を負った



ホテルで火災に遭いやけどして入院した



駅のホームの階段で滑ってけがをした



乗っていたバスが火災を起こしけがをした

組合員の年齢に関係なく

掛金は同じ

組合員みんなの
中小企業共済だから、一律にしました。

ご高齢の役員や事業主も



働き盛りの従業員も



そのご家族も



共済掛金の一覧は、
こちらを

交通事故傷害共済の保障額

ご契約口数 共済金の種類	1口	2口	3口	4口	5口
死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
後遺障害共済金	6万円 } 200万円	12万円 } 400万円	18万円 } 600万円	24万円 } 800万円	30万円 } 1,000万円
入院共済金	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 9,000円	1日につき 12,000円	1日につき 15,000円
手術共済金	約款に定めた所定の手術の種類に応じて入院共済金日額の10倍・20倍・40倍				
通院共済金	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円

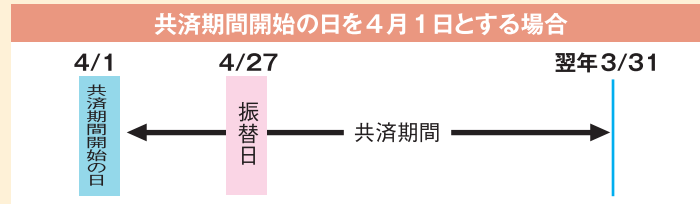
ご加入に際して ご加入者(被共済者)の範囲

- ご加入者は健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方
- 被共済者につきましては、共済契約締結の際に、共済契約者から所要事項記載の名簿を提出していただきます。

共済期間

- 共済期間は共済掛金の振替日の属する月の1日(共済期間開始の日)の午前0時から1年とします。また、共済期間満了の日から14日前までに、特に通知のない限り、更新継続とします。
- 共済契約申込日から共済期間開始の日までに生じたけがにつきましては、共済金をお支払いできません。

- 共済掛金の口座振替が確認できる前に生じたけがにつきましては、共済掛金が振り替えられたことの確認ができるまで、共済金のお支払いはできません。



口座振替

振替日は27日とします。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。共済掛金の口座振替が不能となった場合は、共済契約は無効となります。

ご契約口数による共済掛金

ご契約口数	1口	2口	3口	4口	5口
共済掛金(年額)	2,500円	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円

◎共済掛金は年齢に関係なく同一です。

中小企業の安心! 交通事故傷害共済のお問い合わせ・お申し込みは、裏面をご覧ください

交通事故傷害共済の保障内容

共済金の種類	保障内容	お支払いする共済金の内容	共済金をお支払いできない主な場合
死亡共済金	交通事故や建物・乗物の火災によりけがをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	ご契約1口あたり、200万円をお支払いします。 (注)すでにお支払いした入院共済金、手術共済金、通院共済金、後遺障害共済金がある場合は、その額を控除した残額をお支払いします。	○共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意または重大な過失によるけが ○自殺行為、闘争行為または犯罪行為によるけが ○無免許運転、酒酔い運転、麻薬等を使用しての運転によるけが
後遺傷害共済金	交通事故や建物・乗物の火災によりけがをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき	後遺障害の程度に応じて、ご契約1口あたり、6万円～200万円の範囲内でお支払いします。 (注)後遺障害共済金と入院共済金、手術共済金、通院共済金を重ねてお支払いする場合は、同一事故について、ご契約1口あたり200万円を限度とします。ただし、後遺障害共済金をお支払いした場合は、以後の入院共済金、手術共済金、通院共済金はお支払いできません。	○脳疾患、疾病、または心神喪失によるけが ○妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置(共済金が支払われるけがを治療する場合は除く)によるけが ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波でのけが ○戦争、外国の武力行使、内乱暴動などによるけが ○核燃料物質の放射性その他の有害な特性によるけが
入院共済金	交通事故や建物・乗物の火災によりけがをされ、医師の入院治療を受けたとき。ただし、給付する期間は、同一事故について事故の発生の日からその日を含めて180日が限度	ご契約1口あたり、1日につき3,000円を入院共済金日額としてお支払いします。 (注)入院共済金のお支払いを受けられる期間中に、新たにけがをされても、入院共済金は重複してお支払いできません。	○原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ○交通乗用具による競技または競争または試運転などを行っている間のけが ○職務または実習のために船舶に搭乗している間のけが
手術共済金	傷害入院期間内に約款に定める所定の手術を受けたとき。ただし、入院共済金日額の40倍が限度	手術の種類に応じて、ご契約1口あたり、入院共済金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。 (注)1事故によるけがに対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も支払倍率の高い一つの手術に限り、手術共済金をお支払いします。ただし1事故によるけがについて、1回の手術に限ります。	○定期便、不定期便以外の航空機を操縦している間または職務として搭乗している間のけが ○グライダー、飛行船、超軽量動力機またはジャイロプレーンに搭乗中のけが ○職務として荷物、貨物等の積み込み作業、積み卸し作業または整理事業中のけが ○職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のけが
通院共済金	交通事故や建物・乗物の火災によりけがをされ、医師の通院治療を受けたとき(往診を含みます)。ただし、給付する期間は、同一事故について事故の発生の日からその日を含めて180日間とし、通院実日数90日が限度	ご契約1口あたり、1日につき1,500円を通院共済金日額としてお支払いします。 (注)通院共済金のお支払いを受けられる期間中に新たにけがをされても、通院共済金は重複してお支払いできません。	○事故発生の日から、その日を含めて180日以内に後遺障害共済金が発付された場合は、それ以降の入院共済金、手術共済金および通院共済金 上記以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので「約款」をご覧ください。

＊被共済者が共済期間開始の日以降に上記共済金の保障内容のいずれかに該当した場合には、その被共済者について定められた共済金をお支払いします。

ご契約の際のご注意

(1)告知義務

(ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務)

共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2)共済契約の無効

共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

(3)共済掛金領収前に生じた事故

共済掛金口座振替特約などの特定の特約を付帯したご契約の場合を除き、共済期間(共済のご契約期間)が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約後のご注意

(1)通知義務

(ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)

共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。この共済では申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

(2)共済金受取人の指定

ご契約後、共済金受取人を変更する(新たに指定する場合を含む)場合は、取扱代理所または取扱組合までご連絡ください。この場合は必ず被共済者の同意が必要です。

個人情報の取り扱いについて

共済契約の締結または事故の発生等に関して、ご提供いただく氏名・性別・生年月日・

住所・電話番号、または健康状態などの情報(過去に取得したものを含む)については、ご契約者(被共済者が所属される企業または団体を含む、以下同様)から、当連合会に提供されます。なお当連合会においては、これら個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切に取り扱い、安全管理に努めています。趣旨をご理解のうえ、あらかじめご同意いただきますようお願い申し上げます。

(1)個人情報の利用目的について

当連合会は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービス提供等のため、次の目的達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払いおよび付帯サービスの提供
- 共済事故の調査(医療機関・当事者等の関係先に対する照会を含む)
- 当連合会および当連合会の会員・利用組合、全国共済商工協同組合連合会およびこれらの会員・利用組合のほか、当連合会の提携先企業・団体等の共済商品、金融商品、各種サービスの案内・提供

(2)個人情報の第三者提供について

当連合会は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、当連合会の会員・利用組合、全国共済商工協同組合連合会およびこれらの会員・利用組合のほか、当連合会の提携先企業・団体等と共同利用する場合
- 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払い、あるいは不適切な共済金請求等の防止のため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- 共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために、必要な範囲内の情報を医療機関・調査会社・共済団体・保険会社・当事者の関係先に提供する場合
- 再保険契約の締結または再保険金の受領等のために、再保険取引先に対して、再保険契約上必要な情報を提供する場合

●このパンフレットは、交通事故傷害共済の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」(契約概要：保障内容、主な免責事項等を記載、注意喚起情報：特にご契約者およびご利用者にとって利益・不利益になる事項等を記載)をよくお読みください。

●ご加入にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。ご不明な点等がある場合には、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。